

受 理 番 号	陳情第 9 2 号
件 名	市営住宅（改良）における任意団体任せの資金管理と行政監督の空白を調査・是正することについて
要 旨	市営住宅（改良）における任意団体任せの資金管理と行政監督の空白を調査・是正することについて、下記の事項を陳情する。 記 1 住宅政策課その他の関係部局において、整備当時から現在までの行政文書、全市の市営住宅集会所及び住民管理駐車場の実態、費目別負担区分、任意団体から市への報告状況並びに空き家増加後の負担見通しを調査すること。 2 市が徴収すべき費用、入居者又は利用者が負担すべき費用、自治会の任意活動費を分離し、通帳、証ひょうの保存、会計開示、団体解散時の精算及び行政確認を制度化すること。 長年続いた慣行は、現在の負担根拠そのものにはならない。個人や特定地域への非難に終わらせず、市が制度を設計し直すことによって、同様の対立を他の市営住宅で繰り返さないようにすべきである。 理由 1 「住民自治」で生じた行政責任の空白 本件の核心は、自治会内部の人間関係ではない。市有地、市営住宅、集会所及び自動車保管場所を基盤として長年徴収された金銭について、市が「任意団体の自治に委ねている」として徴収根拠、会計区分、収入額、残高、使途、分配及び団体間移動を十分に把握してこなかった制度上の問題である。住民自治が成り立つには、規約、総会等の意思決定、会計資料の開示、異議を述べる機会及び監査機能が必要である。しかし、市営都第 7 住宅では、具体的な会計質問に対して帳簿、口座記録、領収書又は決議に基づく回答が示されず、質問者個人への非難や住民間対立に論点が移されてきた。通帳を確認できる者が限られ、正当な支出であることさえ後から証明できない状態は、役員への疑念と訴訟を招く。

要 旨	令和 7 年 7 月 1 1 日付け広島市監査公表第 2 5 号は、市営都第 7 住宅について、過去の地区外貸付け、監査時点の未承認車両及び委託管理費の振込先に関する請求人と市の主張を公表し、地区外貸付けに関する請求には理由があるとして、市へ追加調査等を勧告した。したがって、本件を任意団体内部の問題だけで処理することはできない。本陳情は特定個人の違法行為を断定するものではない。市が住民管理方式を採用・継続してきた以上、任意団体への介入とは別に、市営住宅及び市有財産の管理者として、制度の適正性と負担の公平性を確認する責任があるとするものである。 2 歴史的事業と人口減少の制度不適合 市営都第 7 住宅は住宅地区改良事業等により成立した改良住宅である。都地区の住宅、集会所、町内会及び住民管理方式には、当時の歴史的経緯が関係したと考えられるが、整備当時の事業目的、行政と地域団体との役割分担、費用負担及び特別対策から一般施策へ移行した際の整理内容を、現在の住民が確認できる資料は示されていない。整備当時の世帯数と地域組織の存在を事実上の前提としていた運用も、その後の高齢化、空き家増加、町内会の縮小・解散及び自治会退会者の発生により、前提が変わっている。集会所等には世帯数が減っても固定費が発生するため、従来の費用を残った入居者世帯だけに負担させれば 1 世帯当たりの負担は増加する。地域住民も利用してきた都地区の集会所について、町内会解散後も市営住宅自治会が維持費を負担し続ける理由は明らかではない。広島市市営住宅等条例は集会所を市が設置する共同施設とする一方、同条例第 2 0 条は共同施設の使用、維持又は運営費を入居者負担としている。しかし、施設、設備の保守、修繕等には市又は指定管理者が担う範囲もある。費目ごとの境界と、都地区 3 集会所を他の施設と異なる取扱いにする根拠を示す必要がある。歴史的背景を特別扱いの理由にも、行政責任から外す理由にもしてはならない。過去の住民や役員を責めるのではなく、慣行の出発点とその後の行政判断を調査し、現在の人口・利用実態に合う制度へ改めるべきである。 3 自治会費、町内会費及び残余金の一体的な資金経路 町内会会計資料には各班からの入金が記帳された口座写しがあり、市営都第 7 住宅側から町内会へ全世帯分の町内会費を一括して支払った領収書も残っている。確認できる領収書では、1 世帯年額 2, 4 0 0 円として、平成 3 1 年に 7 6 世帯分 1 8 万 2, 4
----------------	--

要 旨	00円、令和3年に78世帯分18万7,200円が支払われている。これは、町内会費が自治会資金からまとめて負担されていたことを示す。自治会費は3か月分3,000円で、そのうち町内会費相当額は月200円、3か月で600円であった。町内会解散後、申出人の夫は、支払先が無くなった600円を控除した2,400円を自治会費として支払おうとしたが受領を拒否された。自治会が全世帯分の町内会費を払ってきたと説明するのであれば、解散後も同額を徴収する根拠と、不要になった月200円相当分の使途を説明する必要がある。自治会の会計報告書には、2021年4月から2023年3月までの次期繰越し1,820万4,197円が記載され、続く報告書には、前期繰越し1,820万4,197円、期間中収入325万9,033円、支出1,484万8,362円、還元金合計1,080万8,000円、現残高661万4,868円が記載されている。また、旧町内会解散時の令和5年10月18日付け受領書では、通帳68万9,507円、証券2通計345万4,053円、現金2,000円、合計414万8,560円の引渡しを確認できる。自治会が住民共同の資金から町内会費を支払ったのであれば、それは自治会が住民へ与えた恩恵ではない。残余金の処分前に、支払総額、原資、決定手続、負担者の範囲及び自治会への移動経路を明らかにする必要がある。 4 集会所等の支出と証ひょうを照合できない会計 自治会名義の領収書には、草取り代、不用自転車処分代及び大型ごみ処理券等の支出が残っている。草取りについては、一定の入居者に対する約3か月分で20万円を超えると見られる支出が会計資料に記載される一方、別途、広島市シルバー人材センターにも10万円を超える敷地内作業費が支出されている。しかし、作業者の選定、作業内容、単価、期間及び決定手続が事前に住民へ示されたことを確認できない。会費不足を住民へ説明していた録音もあり、支出の必要性だけでなく意思決定と説明の適正性を検証すべきである。平成23年の自治会帳簿には、備品関係として「テーブル・椅子3台」40万円及び「テーブル代」11万9,805円が記載されている。別に16万円及び50万円の代引領収書、町内会26万円、自治会40万円とするメモ並びに11万9,070円のお買い上げ書がある。しかし自治会帳簿の40万円を自治会口座から支払ったことを直接確認できる振込受付書又
------------	---

要 旨	は通帳出金記録は、現在確認できる保存資料にない。１１万９，８０５円と１１万９，０７０円との差額７３５円も手数料の可能性はあるものの、対応資料がなく確定できない。一方、平成２６年の工事費６２万３，０００円には銀行の振込受付書が残っている。支出ごとに、予算・決議・請求書・領収書・振込記録及び通帳を対応させれば、疑念は防止できる。市営店舗共用電気料、地区集会所、住宅共用部分、町内会費及び自治会費が同一又は関連口座で処理されていた資料もあるため、費用主体ごとに照合する必要がある。 本陳情は、支出となった個人を非難するものではない。住民共同資金を誰が、どの権限で何のために支出したかを後から確認できない会計制度を問題とするものである。 ５ 全市的な制度改正の必要性 市営都第７住宅で生じた問題は、町内会解散、集会所維持費、共益費、自治会費、自動車保管場所収入及び個別支出が別々に発生したものではない。歴史的事業で整備された市有施設と住民管理方式について、人口と地域組織が変化した後も行政が負担区分と監督方法を更新せず、費用と責任を任意団体へ残した結果、会計の混在、説明不足、権限の集中及び住民対立が生じたものである。市が直接徴収・管理せず住民組織へ委ねる方式には、行政事務と財政負担を抑えられる面がある。しかし、その一方で、空き家が増えて負担世帯が減少しても、固定費が残り、自治会費や自動車保管場所収入で不足を補う状態となれば、任意加入である自治会と、住宅の共用施設管理に必要な負担との境界が失われる。退会者への追加請求や、会計質問をめぐる対立が起きても、市が「自治に任せている」と回答するだけでは解決できない。 本件は、既に提出されている市営住宅共益費に関する陳情とも関連するが、それだけにとどまらない。集会所、市有地上の自動車保管場所、解散団体の残余金及び住民組織の会計を含む、市営住宅管理制度全体の問題である。
----------------	---